



資料提供	
平成30年12月14日	
課名	消費生活課
課長	平山 直行
内線	2729
直通電話	082-513-2732

特定商取引法違反事業者に対する行政処分について

1 概要

平成30年12月14日、広島県は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）に違反する行為（書面不備、債務履行遅延）を行っていた事業者に対して、法第8条第1項に基づく行政処分（業務停止命令3か月（平成30年12月15日から平成31年3月14日まで）、業務禁止命令3か月（平成30年12月15日から平成31年3月14日まで））を行いました。

（※）法第8条第1項【関係箇所のみ抜粋】

主務大臣は、販売業者が第5条（書面不備）の規定に違反し若しくは第7条第1項第1号（債務履行遅延等）に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、その販売業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

注：都道府県の区域内における販売業者に係るものは、都道府県知事が行うことができる。

2 対象事業者

事業者名	進物センターナカガワこと ^{なかがわしげる} 中川茂
所在地	広島市安佐北区小河原町226番地54
事業内容	訪問販売（進物用品販売業）

3 行政処分の内容

【進物センターナカガワこと中川茂に対して】

平成30年12月15日から平成31年3月14日までの間（3か月）、法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 売買契約の申込みを受けること。
- ウ 売買契約を締結すること。

【中川茂に対して】

平成30年12月15日から平成31年3月14日までの間（3か月）、法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を行う会社の役員となることについて禁止する。

- ア 売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 売買契約の申込みを受けること。
- ウ 売買契約を締結すること。

4 当該事業者に関する苦情相談の状況

広島県内の消費生活相談窓口に寄せられた当該事業者に関する相談件数は、次のとおりです。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	合計
件数	4	4	12	25	20	65

(※H30年度は12月13日分まで)

5 当該事業者が違反した法令及びその取引事例

(1) 違反した法令

ア 書面不備（法第5条1項）

当該事業者は、訪問販売に係る売買契約を締結したときに、消費者に対し、商品名、価格、数量等が記載された注文書を交付するだけで、売買契約の内容を明らかにする書面を交付しなかった。

この行為は、訪問販売における売買契約が締結された際、購入者等に対して一定の事項を記載した書面を交付することを販売業者に義務付けることにより、契約内容を明確にし、後日紛争を生じることを防止することを目的とする法第5条第1項の規定に違反する。

イ 債務履行遅延（法第7条第1項第1号）

当該事業者は、訪問販売に係る売買契約に基づく債務について、約束した期限が過ぎたにもかかわらず「すぐにやります。」などと告げ、あるいは何の連絡もせず債務の提供を行わなかった。

また、売買契約を締結する際に消費者から事前に当該売買の対価を領収しているが、当該契約の解除によって生じた債務について、「明日持って行きます。」などと告げたにもかかわらず、期日になっても当該売買の対価を返還しないことを繰り返した。

これらの行為は、当該債務の全部又は一部の履行を不当に遅延させるもので、法第7条第1項第1号の規定に違反する。

(2) 取引事例

(1) 事業者はA宅を訪問し、Aと香典返しの売買契約を締結した。その際、事業者は「商品券は前金でお願いします。」と告げたので、Aはその日のうちに商品券代を支払った。事業者はAに領収証は交付したが、契約書面は交付しなかった。

Aは事業者に、四十九日の週には配送をお願いしていたが、四十九日が過ぎて数日経っても誰からも連絡がないのでおかしいと思い連絡したところ、事業者はAに対して「すいません。来週の月曜日ころまでには必ず送ります。」と告げた。

しかしその後も誰からも連絡がなかったので、事業者に再度連絡すると事業者は「まだ遅くないですよ。」と答えた。Aは、「私がお願いしているのだから、そのようにしてもらわないと困ります。」と言った。そのやりとりを聞いていたAの夫が電話を替り、「もうお金を返して欲しい。」と言うと事業者は「すぐに行きます。」と言ってA方を訪れた。事業者は「〇日には必ず送ります。させてください。」と言ったが、Aと

Aの夫は「もういいです。そう言って今まで何回も延ばされているからもう信用できない。送らなくていいのでお金を返して欲しい。」と言うと、事業者は「わかりました。返します。」と返事をし、Aの申出を承諾した。

事業者は、翌日には必ずお金を持ってくること、朝9時に電話することを約束したが、約束の時間を過ぎてから、「昼まで待ってもらえませんか。」と電話してきたうえ、結局夕方になっても来なかった。全額返金されたのは翌月であった。

- (2) 事業者はB方を訪問してBと香典返しの売買契約を締結した。その際、事業者は「商品券は手配に時間がかかるので、今日注文を受けます。商品券の代金は前払いでお願いします。」と告げたので、Bはその日のうちに商品券代を支払った。事業者はBに領収証は交付したが、契約書面は交付しなかった。その後、Bは事業者に法事の時に親戚に渡す茶の子と商品券を持って来て欲しいと依頼し、茶の子代を支払ったが、事業者は茶の子のみ持参して、商品券を持参せず、その他の茶の子も送ってもらえなかった。その後事業者と連絡が取れなくなった。

法事の4日後、やっと事業者と連絡が取れたので、Bが「どうなっていますか。」と尋ねると、事業者は「今手配していますがまだ送っていません。」と答えた。Bが今月中に送ってもらえないかと言うと、事業者は「連休に入るので無理です。」と答えた。

それから1週間後、事業者はB方を訪れ、茶の子1箱だけ持ってきたので、Bが商品券はいつ持って来るのか聞いたところ、事業者は「手違いで遅くなってすみません。1日か2日で持ってきます。」と告げた。

事業者は、翌日「商品券はまだです。」と言って詫言状と挨拶状だけ持ってB方を訪れたので、Bは返金を要求した。

しかし、事業者は一括では返金できず、分割払いとなり、約1週間後にやっと全額返金された。

- (3) 事業者はC方を訪問し、Cと香典返しの売買契約を締結した。その際、事業者は「商品券は現金と同じ扱いなので前金として下さい。その他の茶の子代は全部終わってからでもいいです」と告げたので、Cはその日のうちに商品券代を支払った。事業者はCに注文書の写しと領収証は交付したが、契約書面は交付しなかった。その後、事業者が「商品を注文するお金がないので茶の子代も払ってくれませんか」と言ったので、Cは残りの茶の子代も全額支払った。その際Cは、「法事までに確実に発送してください」と念押しした。

法事の2日前、事業者が商品を持ってこないのので、Cの娘が「茶の子は送って頂けたんですか。」と電話して尋ねたところ、事業者は「明日持って行きます。」「茶の子は一般的には法事が終わってからするものですよ。」と言った。

法事の3日後、Cの娘が事業者に電話して発送したかどうか尋ねると、事業者は、「まだなんです。」と言うので信用できなくなり、発送が確認できる宅急便で発送するよう依頼した。その後、C方に事業者から電話があり「娘さんから宅急便で送ってくれと言われたが送料が3万円かかる。」と言われたので、Cは「もういいから払ったお

金を返して下さい。」と事業者に告げた。

その後、Cの娘が返金の交渉をし、何度も催促の電話をかけたが、その度に「明日持っていきます。」「集金のあてがないので払えません。」などと言って、返金を引き延ばされ、最終的に最初の返金の約定期日から約40日後になってやっと全額を返金してもらった。

(4) 事業者はD方を訪問し、Dと香典返しの商品と商品券の契約をした。事業者は、「商品券を買い込むのにお金が必要なので、商品券代は、前払いをお願いします。」と言ったので、Dはその代金を支払った。その際、Dが事業者から受け取ったのは、領収証と注文書だけで、契約書面は交付されなかった。

Dは、法事の出席者に渡そうと思い、商品券を法事の前日に持って来るように依頼していたが、事業者は持って来なかった。

事業者は、Dの再三の催促にも応じず、「すぐやります。すぐやります。」、「〇日まで待って下さい。」、「火曜日か水曜日には必ずします。」等と言って言い訳をして、約束を履行しなかった。

結局、履行が完了したのは、法事が終わった約3週間後だった。